

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成21年11月13日

【四半期会計期間】 第10期第2四半期(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

【会社名】 株式会社アイフリーク

【英訳名】 I-FREEK INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 永田 万里子

【本店の所在の場所】 福岡県福岡市中央区薬院一丁目1番1号  
(旧本店の所在の場所：福岡県福岡市中央区大名二丁目4番22号)  
(注)平成21年9月28日より本店を上記のとおり移転いたしました。

【電話番号】 092(738)3800 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理グループ長 猪俣 英夫

【最寄りの連絡場所】 福岡県福岡市中央区薬院一丁目1番1号

【電話番号】 092(738)3800 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理グループ長 猪俣 英夫

【縦覧に供する場所】 株式会社アイフリーク 東京支店  
(東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号)  
(注)平成21年11月1日より東京支店を東京都港区麻布十番一丁目10番10号から上記に移転しております。

株式会社大阪証券取引所  
(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次	第9期 第2四半期 連結累計期間	第10期 第2四半期 連結累計期間	第9期 第2四半期 連結会計期間	第10期 第2四半期 連結会計期間	第9期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成20年 7月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成21年 7月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
売上高 (千円)	1,356,915	1,740,792	869,364	825,869	3,314,768
経常利益又は経常損失 ( ) (千円)	44,385	44,238	3,724	34,934	88,595
四半期(当期)純損失 ( ) (千円)	12,883	71,467	20,421	52,078	142,778
純資産額 (千円)	-	-	1,386,924	1,138,434	1,246,819
総資産額 (千円)	-	-	1,957,976	1,707,850	1,802,946
1株当たり純資産額 (円)	-	-	60,780.96	51,933.97	55,320.66
1株当たり四半期(当 期)純損失( ) (円)	568.13	3,284.55	902.14	2,392.76	6,415.49
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	68.9	66.2	66.7
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	124,231	8,810	-	-	42,381
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	241,820	228,606	-	-	405,339
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	25,146	81,537	-	-	81,026
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	-	-	621,699	293,952	432,210
従業員数 (名)	-	-	106	113	115

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は「3 関係会社の状況」に記載のとおりであります。

## 3 【関係会社の状況】

当社は、平成21年7月1日付で連結子会社であった株式会社フィール・ジーを吸収合併しております。

また、当社は、平成21年11月1日付で連結子会社である株式会社日本インターシステムを吸収合併しております。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数(名)	113[20]
---------	---------

(注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。

2 臨時雇用者数は、当第2四半期連結会計期間の平均人員を[ ]外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数(名)	98[19]
---------	--------

(注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

2 臨時雇用者数は、当第2四半期会計期間の平均人員を[ ]外数で記載しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【販売の状況】

#### (1) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
モバイルコンテンツ事業	485,594	108.1
モバイルイノベーション事業	28,846	67.0
Eコマース事業	311,429	82.6
合計	825,869	95.0

(注) 1 セグメント間の取引については、相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
(株)NTTドコモ	315,294	36.3	314,555	38.1

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 2 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績に重要な影響を与える可能性のあるリスクにつきましては、前連結会計年度における有価証券報告書「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載の事項から重要な変更はありません。また、経営戦略の現状と見通しにつきましても、現在のところ重要な変更事項はありません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当社グループの当第2四半期連結会計期間における売上高は825,869千円（前年同四半期比5.0%減）、営業損失は36,302千円（前年同四半期は営業利益785千円）、経常損失は34,934千円（前年同四半期は経常損失3,724千円）、四半期純損失は52,078千円（前年同四半期は四半期純損失20,421千円）となりました。

当第2四半期連結会計期間は、販管費（広告宣伝費等）を先行投資したことにより、営業利益の獲得が低下しております。現状のモバイルコンテンツ業界では会員獲得のための広告宣伝費が単月顧客単価の

数倍になることが常態化しており、当社は将来に渡って利益創出できる事業モデルであり続けるため、期中に様々な施策に取り組み新たな会員獲得手法の開発を実施いたしました。また、デコメーションユーザーがF1層中心であり、その属性への獲得競争が激化していることから、未経験者層を積極的に開拓するため、シニア世代や未経験の男性ユーザー向けのサイトを新設いたしました。

さらに、将来に渡って安定した事業基盤を維持するため、固定費が比較的安価な福岡の拠点を増床、9月28日に福岡本社を移転いたしました。また、11月1日の当社子会社の株式会社日本インターシステム合併を機にオフィスの統合を図り、両社の持つノウハウの共有化を進めるべく東京支店を移転し、臨時償却等の当該移転に係る費用を、当第2四半期連結会計期間に計上しております。

このような積極的な投資及び将来を見据えた移転等を実施したことにより、当第2四半期連結会計期間は損失が発生しております。

当第2四半期連結会計期間の具体的な取り組み例を挙げますと、新たな会員獲得施策として、平成21年8月に商品開発した自社キャラクター「アンゴラさん」を活用し、テレビCMと「iMenu(R)」トップパネル広告(注)をクリエイティブで連動させる業界初の会員獲得手法を実践いたしました。

また、従前のダウンロード型サービスを脱し、ユーザー本位のわかり易く使い易いサービスとして、テキストメールを簡単にデコメーションへ変換する「デコメ変換サービス」を技術開発し自社サイトへの投入及び他社様への提供を開始いたしました。このサービスを浸透させていくことで新たなユーザー層を獲得してまいります。

新規ユーザー獲得に向け、株式会社シニアコミュニケーションとの提携により、シニア層を開拓すべく共同で新規サイト「らくらくデコメ」をオープンいたしました(当サービスは平成21年10月より開始)。さらに、業界初ミドルエイジ世代のユーザーを獲得すべく、デコメーションサイト「デコリーマン」をオープンし、デコメーションのパイオニアとして老若男女の多様な属性に対応したサービスを強化してまいります。

Eコマース事業では、ギフトサービスの基盤確立を目指し、当社グループのデコメーションサイトの会員相互共有を図り、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモのi-Mode公式サイト「デコメdeギフト」のサービス運用を開始いたしました(当サービスは平成21年4月より開始)。

また、株式会社ミクシィの運営するソーシャルネットワーク(SNS)「mixi」で提供中のwebアプリケーションであるソーシャルアプリケーション「mixiアプリ」に、当社グループのギフトサービスで活用しているサービスプラットフォームの技術を活かしたアプリ「ミクブレ」の提供を開始いたしました(当サービスは平成21年10月より開始)。

さらに、当社子会社の株式会社日本インターシステムの高い商品力及び独自の運営ノウハウが評価され、SHOPPING.JP株式会社と共同で公式サイト運営を開始いたしました。これにより、当社グループの商品調達力を活かす販売導線が強化され、運営業務の費用対効果が向上しております。

このような取り組みにより、当第2四半期連結会計期間は、前年同四半期と比較して減収減益となりました。現状の業績推移は業績見通しに比して堅調に推移しており、第3四半期以降は、必要な投資を続ける一方で新たな取り組みからの投資回収を進め、投資家の皆様のご期待に添えるべく事業展開してまいります。

- (注) 1 「iMenu」トップパネル広告とは週間約8,400万PV、ユニークユーザー数1,650万人を誇るモバイル広告最大級のリーチメディアです。  
2 「iMenu」は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの登録商標または商標です。その他、各社の社名、製品名、サービス名は各社の商標または登録商標です。

事業の種類別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

モバイルコンテンツ事業

モバイルコンテンツ事業の売上高は485,594千円（前年同四半期比108.1%）、営業利益は27,808千円（前年同四半期比45.9%）となりました。

モバイルコンテンツ市場が持続的に伸長する中、競合企業とのデコメーションユーザー獲得競争は一層激化しています。そのため当第2四半期連結会計期間は、他社との差別化を図り安定的に利益を創出できる事業モデルを確立すべく「安定会員増」を重要課題として取り組みました。また、モバイルユーザーの約7割が有料課金でデコメーションを利用していない市場環境を捉え、デコメーションのパイオニアとして「新たな市場の開拓」を目標として事業展開してまいりました。

具体的な取り組みとしては会員増の施策として、新たな広告出稿媒体と手法の開発を進めています。本年8月には自社開発キャラクターを活用し、テレビCMと「iMenu(R)」トップパネル広告をクリエイティブにて連動させる広告手法を実施、メディアでの露出で一般消費者から「デコメーション」の興味を喚起しつつ、ブログやリアルな団扇の街頭配布等の手法を組み合わせ当社サイトへの誘導を行いました。この施策は業界初の試みでもあり、株式会社電通と共に実測値の検証を重ね、より精度を上げつつ今後活かしてまいります。

また、新たな市場の開拓のため技術開発を行い、新サービスの実証実験を開始しました。この「デコメ変換サービス」により普通のテキストメールのみを使用するユーザー層が簡単にデコメーションを利用できるようになりました。このデコメーション作成の簡単さを追及したシステムを活用し、新市場のターゲットの一つである、デコメーション未経験者が多いシニア層を対象とした業界初のサイト「らくらくデコメ」をオープン、同じく男性ミドル層を対象とした新規サイト「デコリーマン」をオープンし、F1層以外のあらゆる属性をターゲットとした事業展開を進めることが出来ました。

今後はこのサービスを、コンテンツサイトにアクセスしてコンテンツをダウンロードするという従来のサービスモデルから、日本のデコメーションが更に進化を遂げるための基盤技術とすべく更なる研究開発を重ねてまいります。

引き続き、新規ユーザー層を獲得しながら、多様化するユーザーニーズを満たすデコメーションサービスを提供してまいります。

#### モバイルイノベーション事業

モバイルイノベーション事業の売上高は28,846千円（前年同四半期比67.0%）、営業損失は39,269千円（前年同四半期は営業損失20,425千円）となりました。

当第2四半期連結会計期間では、当社グループの研究開発力・クリエイティブ力・サイト運営力の業務フロー改善等を進め競争力強化に取り組みました。また、デコメーション制作受託、きせかえコンテンツの制作受託、各種キャンペーン受託等の営業活動を行い、着実に新規取引先を増やすことが出来ました。ライセンス提供関連では、インド・中国へ続く第三カ国目として、日本の協力会社を経由しシンガポールへ素材の提供を開始しております。

今後は、同事業をモバイルコンテンツ事業に統合し、経営資源の効率運用を進めることで受託事業の競争力を高め、より一層価値のあるサービスを提供してまいります。

#### Eコマース事業

Eコマース事業の売上高は311,429千円（前年同四半期比82.6%）、営業損失は25,741千円（前年同四半期は営業損失39,915千円）となりました。

ギフトサービスは事業基盤確立のため、ユーザーとの接点増加に取り組みました。公式サイト「デコメdeギフト」を新設し、自社デコメーションサイトの会員をギフトサイトへ誘導する導線確保を

行い、相互流入の取り組みに着手いたしました。また、芸能人との共同開発やプロデュース商品の取り扱い等といった、ユーザーニーズに対応した商品の企画開発を実施し、新たなユーザーを獲得してまいりました。

さらに、株式会社ミクシィの運営するソーシャルネットワーク（SNS）「mixi」で提供中のwebアプリケーションであるソーシャルアプリケーション「mixiアプリ」に、当社グループのギフトサービスで活用されているプラットフォームを提供する等、ハード面、ソフト面の両面において各種施策を実施してまいりました。

当社子会社の株式会社日本インターシステム（平成21年11月1日に当社に吸収合併）では、高い商品力及びシステム運営ノウハウが評価され、SHOPPING.JP株式会社との提携により、3キャリア公式のモバイルEコマースサイト「SHOPPING.JP」の共同運営を開始しました。

今後は、デコメーションサイトで培った会員獲得手法や企画力等の事業ノウハウをEコマース事業に融合させ、両事業の更なる事業連携を推し進めながら、売上高、利益を積上げられる体制に進化させてまいります。

## (2) 財政状態の分析

流動資産は、前連結会計年度末に比べて143,257千円（11.3%）減少し、1,125,661千円となりました。これは主として、有価証券の購入及び敷金の差入による現金及び預金の減少138,257千円、売掛金の減少97,672千円、有価証券の増加98,312千円によるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて48,161千円（9.0%）増加し、582,188千円となりました。これは主として、敷金の差入等による投資その他の資産の増加46,258千円によるものであります。

この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べて95,096千円（5.3%）減少し、1,707,850千円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末に比べて121,702千円（21.9%）減少し、434,424千円となりました。これは主として、買掛金の減少43,216千円、短期借入金の減少100,000千円、1年内返済予定の長期借入金の増加48,342千円によるものであります。

固定負債は、134,992千円となりました。これは、長期借入金の増加によるものであります。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて13,289千円（2.4%）増加し、569,416千円となりました。

純資産は、前連結会計年度末に比べて108,385千円（8.7%）減少し、1,138,434千円となりました。これは主として、株式会社日本インターシステムを完全子会社化したことによる少数株主持分の減少38,221千円、四半期純損失の計上による利益剰余金の減少71,467千円によるものであります。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べて138,257千円減少し、当第2四半期連結会計期間末には293,952千円となりました。

当第2四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は、47,000千円となりました（前年同四半期は45,905千円の獲得）。

これは主として、税金等調整前四半期純損失58,014千円、仕入債務の減少額35,947千円、売上債権の減少額54,429千円によるものであります。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、前年同四半期と比較して170,239千円減少し、27,011千円となりまし

た。

これは主として、投資有価証券の取得による支出20,199千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、65,424千円となりました(前年同四半期は32,907千円の獲得)。

これは主として、短期借入金の純減少額150,000千円があったものの、長期借入れによる収入100,000千円があったことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間において実施した研究開発活動はございません。

今後におきましては、当社グループの企業価値の向上に高い効果をもたらすサービスの研究開発、また、新技術への対応を行ってまいります。



### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

なお、当社は、平成21年9月に本社移転を、平成21年11月に東京支店移転を行っております。移転に伴う建物等の除却につきましては、他の移転に係る費用とともに、移転関連費用として特別損失に計上しております。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	90,840
計	90,840

##### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	22,758	22,760	大阪証券取引所 (ニッポン・ニュー・マー ケット「ヘラクレス」)	単元株制度を 採用しており ません。
計	22,758	22,760		

(注) 提出日現在発行数には、平成21年11月1日から本書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成18年11月7日の株式分割（1：2）の効力発生により、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されており、以下は調整後の内容となっております。

平成13年改正旧商法に基づく新株予約権

第1回新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	55
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	110
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,450 (注)1
新株予約権の行使期間	自平成20年2月1日 至平成28年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,450 資本組入額 2,725
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額5,450円に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により払込金額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

2 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が、当社株式が日本国内の証券取引所に上場した日より次に掲げる期間において、権利行使が可能な新株予約権数の上限は、次のとおりとする。なお、新株予約権1個を最低行使単位とする。

a 期間

上場日より2年経過した日からとする。

b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権のすべて。

新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、創業者及びその親族、社外で割当を受けた者はこの限りではない。

新株予約権の割当を受けた者が権利行使期間の初日以後に死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を相続できない。

その他権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

3 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

第2回新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	16
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	32
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,450 (注)1
新株予約権の行使期間	自平成18年2月3日 至平成28年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,450 資本組入額 2,725
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額5,450円に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により払込金額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

2 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が、当社株式が日本国内の証券取引所に上場した日より次に掲げる期間において、権利行使が可能な新株予約権数の上限は、次のとおりとする。なお、新株予約権1個を最低行使単位とする。

a 期間

上場日より半年経過した日から、上場日より2年経過する日まで

b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権数の2分の1まで(小数点1位以下は切り上げ)。ただし、当該上限個数が1個未満のときは1個まで。

a 期間

上場日より2年経過した日から上場日より5年経過する日まで

b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権のすべて。

なお、平成18年10月26日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議において、新株予約権の行使条件における「期間」及び「権利行使可能な新株予約権数の上限」を、それぞれ「平成18年10月26日以降」及び「割当を受けた新株予約権のすべて」に変更しております。

新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、創業者及びその親族、社外で割当を受けた者はこの限りではない。

新株予約権の割当を受けた者が権利行使期間の初日以後に死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を相続できない。

その他権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

3 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

第3回新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	31
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	62
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,450 (注)1
新株予約権の行使期間	自平成20年2月1日 至平成28年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,450 資本組入額 2,725 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額5,450円に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により払込金額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

- 2 「資本組入額」には、株式の発行価格5,450円に0.5を乗じた額を記載しております。株式の発行価格に新株予約権の帳簿価額30,050円を加算した資本組入額は17,750円となります。
- 3 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が、当社株式が日本国内の証券取引所に上場した日より次に掲げる期間において、権利行使が可能な新株予約権数の上限は、次のとおりとする。なお、新株予約権1個を最低行使単位とする。

a 期間

上場日より2年経過した日からとする。

b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権のすべて。

新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、創業者及びその親族、社外で割当を受けた者はこの限りではない。

新株予約権の割当を受けた者が権利行使期間の初日以後に死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を相続できない。

その他権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

4 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

第4回新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,450 (注)1
新株予約権の行使期間	自平成18年2月3日 至平成28年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,450 資本組入額 2,725 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額5,450円に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により払込金額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

2 「資本組入額」には、株式の発行価格5,450円に0.5を乗じた額を記載しております。株式の発行価格に新株予約権の帳簿価額30,050円を加算した資本組入額は17,750円となります。

3 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が、当社株式が日本国内の証券取引所に上場した日より次に掲げる期間において、権利行使が可能な新株予約権数の上限は、次のとおりとする。なお、新株予約権1個を最低行使単位とする。

a 期間

上場日より半年経過した日から、上場日より2年経過する日まで

b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権数の2分の1まで（小数点1位以下は切り上げ）。ただし、当該上限個数が1個未満のときは1個まで。

a 期間

上場日より2年経過した日から上場日より5年経過する日まで

b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権のすべて。

新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、創業者及びその親族、社外で割当を受けた者はこの限りではない。

新株予約権の割当を受けた者が権利行使期間の初日以後に死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を相続できない。

その他権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

4 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

会社法に基づく新株予約権

第5回新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	17
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	34
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,500 (注)1
新株予約権の行使期間	自平成20年9月1日 至平成28年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 35,500 資本組入額 17,750
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込をすべき金額は、1株当たりの払込金額35,500円（以下「行使価額」という。）に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記行使金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前行使金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

## 2 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が、当社株式が日本国内の証券取引所に上場した日より次に掲げる期間において、権利行使が可能な新株予約権数の上限は、次のとおりとする。なお、新株予約権1個を最低行使単位とする。

### a 期間

上場日より2年経過した日からとする。

### b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権のすべて。

新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、創業者及びその親族、社外で割当を受けた者はこの限りではない。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を行使できない。

その他権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

## 3 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

## 第6回新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	200
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	78,195(注)2
新株予約権の行使期間	自平成22年7月26日 至平成24年7月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 78,195 資本組入額 39,098(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6



- (注) 1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率  
また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合及びその他これらの場合に準じて新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合、当社取締役会において必要と認める株式数の調整を行う。
- 2 新株予約権の 1 個当たりの払込をすべき金額は、1 株当たりの払込金額 78,195 円（以下「行使価額」という。）に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。  
なお、新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数を切り上げる。  
調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$   
また、新株予約権割当後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。  
調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$   
上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。
- 3 「資本組入額」には、株式の発行価格 78,195 円に 0.5 を乗じた額（円未満切り上げ）を記載しております。株式の発行価格に新株予約権の帳簿価額 29,595 円を加算した資本組入額は 53,895 円となります。
- 4 本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。  
新株予約権者が死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を行使できない。  
この他権利行使条件については、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。
- 5 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- 6 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ホ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ト 新株予約権の行使の条件  
新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
- チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件  
以下に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

#### 第7回新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	102
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	102 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	78,195 (注)2
新株予約権の行使期間	自平成22年7月26日 至平成24年7月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 78,195 資本組入額 39,098 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注)1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合及びその他これらの場合に準じて新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合、当社取締役会において必要と認める株式数の調整を行う。

2 新株予約権の1個当たりの払込をすべき金額は、1株当たりの払込金額78,195円（以下「行使価額」という。）に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行前の株価}}{\text{新規発行株式数}}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

3 「資本組入額」には、株式の発行価格78,195円に0.5を乗じた額（円未満切り上げ）を記載しております。株式の発行価格に新株予約権の帳簿価額29,595円を加算した資本組入額は53,895円となります。

4 本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。

新株予約権者が死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を行使できない。

この他権利行使条件については、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。

- 5 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- 6 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ホ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ト 新株予約権の行使の条件  
新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
- チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件  
以下に準じて決定する。  
当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当該新株予約権を無償で取得することができる。  
当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

#### 第8回新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	5
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	78,195 (注)2
新株予約権の行使期間	自平成22年7月26日 至平成24年7月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 78,195 資本組入額 39,098 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

- (注) 1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率  
また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合及びその他これらの場合に準じて新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合、当社取締役会において必要と認める株式数の調整を行う。
- 2 新株予約権の1個当たりの払込をすべき金額は、1株当たりの払込金額78,195円(以下「行使価額」という。)に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。  
なお、新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数を切り上げる。  
調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$   
また、新株予約権割当後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。  
調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$   
上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。
- 3 「資本組入額」には、株式の発行価格78,195円に0.5を乗じた額(円未満切り上げ)を記載しております。株式の発行価格に新株予約権の帳簿価額29,595円を加算した資本組入額は53,895円となります。
- 4 本新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。  
新株予約権者が死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を行使できない。  
この他権利行使条件については、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。
- 5 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- 6 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ホ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ト 新株予約権の行使の条件  
新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
- チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件  
以下に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

#### 第9回新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注)2
新株予約権の行使期間	自平成24年7月28日 至平成26年7月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

- (注) 1 当社が株式分割、又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率  
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、これを適用する。  
また、上記のほか、当社が合併する場合、会社分割を行う場合及びその他これらの場合に準じて新株予約権の目的となる株式の数を調整すべき場合、当社取締役会において必要と認める株式数の調整を行う。
- 2 1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。
- 3 「資本組入額」には、株式の発行価格1円に0.5を乗じた額（円未満切り上げ）を記載しております。株式の発行価格に新株予約権の帳簿価額52,499円を加算した資本組入額は26,250円となります。
- 4 本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、新株予約権の行使可能期間に当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれか遅い方の地位を喪失しても行使可能期間に限って権利行使ができるものとする。  
新株予約権者が死亡した場合は、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を行使できない。  
本新株予約権については、新株予約権者が有している全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。  
この他権利行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。
- 5 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- 6 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、本新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

#### イ 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数

- と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ロ 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
- ハ 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、1に準じて決定する。
- ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の行使価額に再編成対象会社の新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ホ 新株予約権を行使することができる期間  
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ト 新株予約権の行使の条件  
新株予約権の行使の条件に準じて組織再編成行為にかかる契約書又は計画において決定する。
- チ 再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び条件  
以下に準じて決定する。  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。  
当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。  
当社は、前各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は前各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年7月1日～ 平成21年9月30日(注)	14	22,758	38	458,197	38	448,197

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
永田 万里子	福岡県福岡市中央区	10,700	47.02
R I P 1号R & D投資組合	東京都中央区銀座8丁目4番17号	600	2.64
電通ドットコム第三号投資事業 有限責任組合	東京都中央区築地1丁目9番5号	600	2.64
高木 勝	福岡県福岡市中央区	480	2.11
新島 昌裕	福岡県福岡市南区	439	1.93
ステートストリートバンクアン ドトラストカンパニー505086 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行兜町証券決済 業務室)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	375	1.65
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2丁目4番6号	279	1.22
北村 勝利	埼玉県新座市	210	0.92
寺島 潔	長野県長野市	170	0.75
是枝 利雄	東京都大田区	165	0.72
信澤 山洋	埼玉県さいたま市南区	165	0.72
計		14,183	62.32

(注) 上記のほか当社所有の自己株式992株(4.36%)があります。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 992		
完全議決権株式(その他)	普通株式 21,766	21,766	
単元未満株式			
発行済株式総数	22,758		
総株主の議決権		21,766	

【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アイフリーク	福岡県福岡市中央区薬院 1丁目1番1号	992	-	992	4.36
計		992	-	992	4.36

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	50,500	55,000	70,500	62,500	61,500	52,200
最低(円)	30,000	40,000	55,100	50,500	50,600	46,200

(注) 株価は、大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。



## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び前第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び前第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	293,952	432,210
売掛金	602,458	700,131
有価証券	98,312	-
商品	103,527	94,763
仕掛品	-	727
繰延税金資産	14,643	14,643
その他	26,756	36,900
貸倒引当金	13,990	10,458
流動資産合計	1,125,661	1,268,919
固定資産		
有形固定資産	51,381	59,589
無形固定資産		
のれん	149,862	134,880
ソフトウェア	106,458	104,084
その他	2,021	9,266
無形固定資産合計	258,342	248,231
投資その他の資産	272,465	226,206
固定資産合計	582,188	534,027
資産合計	1,707,850	1,802,946
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	94,018	137,234
短期借入金	100,000	200,000
1年内返済予定の長期借入金	54,185	5,843
未払金	142,078	133,924
未払法人税等	7,229	12,740
賞与引当金	-	2,593
ポイント引当金	11,278	24,873
その他	25,634	38,917
流動負債合計	434,424	556,126
固定負債		
長期借入金	134,992	-
固定負債合計	134,992	-
負債合計	569,416	556,126

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	458,197	458,088
資本剰余金	448,197	448,088
利益剰余金	270,550	342,017
自己株式	46,012	46,012
株主資本合計	1,130,933	1,202,181
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	538	931
評価・換算差額等合計	538	931
新株予約権	8,039	5,483
少数株主持分	-	38,221
純資産合計	1,138,434	1,246,819
負債純資産合計	1,707,850	1,802,946

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
売上高	1,356,915	1,740,792
売上原価	593,993	825,974
売上総利益	762,921	914,818
販売費及び一般管理費	1 701,852	1 967,082
営業利益又は営業損失( )	61,068	52,264
営業外収益		
受取利息	1,254	4,435
受取配当金	-	3,948
その他	120	1,544
営業外収益合計	1,375	9,928
営業外費用		
支払利息	825	1,789
持分法による投資損失	16,946	-
その他	285	112
営業外費用合計	18,057	1,902
経常利益又は経常損失( )	44,385	44,238
特別利益		
ポイント引当金戻入額	-	13,251
特別利益合計	-	13,251
特別損失		
ソフトウェア除却損	245	541
事務所移転費用	-	34,354
特別損失合計	245	34,895
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失( )	44,140	65,882
法人税等	56,861	5,584
少数株主利益	163	-
四半期純損失( )	12,883	71,467

【第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
売上高	869,364	825,869
売上原価	419,779	383,656
売上総利益	449,584	442,213
販売費及び一般管理費	1 448,799	1 478,515
営業利益又は営業損失( )	785	36,302
営業外収益		
受取利息	655	2,301
その他	116	210
営業外収益合計	771	2,511
営業外費用		
支払利息	430	1,087
持分法による投資損失	4,564	-
その他	285	56
営業外費用合計	5,280	1,144
経常損失( )	3,724	34,934
特別損失		
ソフトウェア除却損	245	541
事務所移転費用	-	22,538
特別損失合計	245	23,079
税金等調整前四半期純損失( )	3,969	58,014
法人税等	16,288	5,935
少数株主利益	163	-
四半期純損失( )	20,421	52,078

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	44,140	65,882
減価償却費	49,569	32,478
のれん償却額	7,934	19,296
貸倒引当金の増減額( は減少)	154	3,531
賞与引当金の増減額( は減少)	771	2,593
ポイント引当金の増減額( は減少)	735	13,595
持分法による投資損益( は益)	16,946	-
売上債権の増減額( は増加)	51,398	97,672
たな卸資産の増減額( は増加)	17,614	7,792
仕入債務の増減額( は減少)	29,911	43,216
未払金の増減額( は減少)	28,032	11,518
未払消費税等の増減額( は減少)	3,913	8,744
その他	14,364	12,244
小計	222,124	11,879
法人税等の支払額	97,893	13,227
法人税等の還付額	-	10,158
営業活動によるキャッシュ・フロー	124,231	8,810
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	-	96,767
有形固定資産の取得による支出	9,167	1,438
無形固定資産の取得による支出	15,913	16,668
投資有価証券の取得による支出	-	20,199
投資有価証券の売却による収入	-	29,311
投資有価証券の償還による収入	20,000	-
子会社株式の取得による支出	-	72,500
関係会社株式の取得による支出	40,000	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	219,253	-
貸付金の回収による収入	21,000	-
敷金の差入による支出	-	56,376
その他	1,514	6,030
投資活動によるキャッシュ・フロー	241,820	228,606
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額( は減少)	70,000	100,000
長期借入れによる収入	-	200,000
長期借入金の返済による支出	14,998	16,666
ストックオプションの行使による収入	21	98
自己株式の取得による支出	29,181	-
利息の支払額	695	1,894
財務活動によるキャッシュ・フロー	25,146	81,537
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	92,442	138,257
現金及び現金同等物の期首残高	714,141	432,210
現金及び現金同等物の四半期末残高	621,699	293,952

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 当第2四半期連結会計期間から、連結子会社であった株式会社フィール・ジーを吸収合併したことにより、連結の範囲から除外しております。 (2) 変更後の連結子会社の数 1社

【表示方法の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)	前第2四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「法人税等の支払額」に含めていた「法人税等の還付額」は重要性が増加したため、当第2四半期連結累計期間では区分掲記することとしております。なお、前第2四半期連結累計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「法人税等の支払額」に含まれる「法人税等の還付額」は2,144千円であります。

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
2 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1 税金費用の計算	税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

## 【注記事項】

## (四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 94,318千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 77,486千円

## (四半期連結損益計算書関係)

## 第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1 販売費及び一般管理費の主要項目	1 販売費及び一般管理費の主要項目
広告宣伝費 230,310千円	広告宣伝費 410,210千円
支払手数料 85,347千円	支払手数料 88,234千円
給与手当 108,218千円	給与手当 163,800千円
賞与引当金繰入額 20,377千円	

## 第2四半期連結会計期間

前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
1 販売費及び一般管理費の主要項目	1 販売費及び一般管理費の主要項目
広告宣伝費 146,480千円	広告宣伝費 212,301千円
支払手数料 46,177千円	支払手数料 44,207千円
給与手当 65,871千円	給与手当 79,108千円
賞与引当金繰入額 11,143千円	

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表の現金及び預金勘定の金額は一致しております。	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 同左



(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	22,758

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	992

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内容	目的となる 株式の種類	目的となる 株式の数(株)	当第2四半期 連結会計期間末 残高(千円)
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権			8,039
合計				8,039

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、内容の重要性が乏しく、契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)

企業集団の事業の運営において重要な有価証券はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)

デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

1 スtock・オプションに係る当第2四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

当第2四半期連結財務諸表への影響額に重要性があるものではありません。

2 当第2四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 3名
株式の種類別ストック・オプション付与数	普通株式 100株
付与日	平成21年7月27日
権利確定条件	付与日(平成21年7月27日)以降、権利確定日(平成24年7月27日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成21年7月27日～平成24年7月27日
権利行使期間	平成24年7月28日～平成26年7月27日
権利行使価格	1円
付与日における公正な評価単価	52,499円

3 当第2四半期連結会計期間におけるストック・オプションの条件変更

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

(共通支配下の取引等)

1 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業 名称：株式会社アイフリーク(当社)

事業の内容：モバイルコンテンツ事業、モバイルイノベーション事業

被結合当事企業 名称：株式会社フィール・ジー

事業の内容：Eコマース事業

(2) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社フィール・ジーを消滅会社とする吸収合併方式

(3) 結合後企業の名称

株式会社アイフリーク

(4) 取引の目的を含む取引の概要

世界的に経済環境が悪化していく中で、事業競争力を強化するためには、経営資源の効率化及び管理コストの低減を図ることが重要であるとの判断により、同社を吸収合併することといたしました。

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成19年11月15日公表分)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	モバイルコンテンツ事業 (千円)	モバイルイノベーション 事業(千円)	Eコマース 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	449,201	43,023	377,138	869,364	-	869,364
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	3,517	-	3,517	(3,517)	-
計	449,201	46,540	377,138	872,881	(3,517)	869,364
営業利益又は営業損失( )	60,525	20,425	39,915	185	600	785

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各区分に属する主要な品目

- (1) モバイルコンテンツ事業：モバイルコンテンツ公式サイトの企画運営。
- (2) モバイルイノベーション事業：企業向けモバイルソリューションサービスの提供。
- (3) Eコマース事業：電子カタログギフトサイトの企画運営、モバイルコマース構築・運営システムのサービス提供。

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

	モバイルコンテンツ事業 (千円)	モバイルイノベーション 事業(千円)	Eコマース 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	485,594	28,846	311,429	825,869	-	825,869
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	1,575	-	1,575	(1,575)	-
計	485,594	30,421	311,429	827,444	(1,575)	825,869
営業利益又は営業損失( )	27,808	39,269	25,741	37,202	900	36,302

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各区分に属する主要な品目

- (1) モバイルコンテンツ事業：モバイルコンテンツ公式サイトの企画運営。
- (2) モバイルイノベーション事業：企業向けモバイルソリューションサービスの提供。
- (3) Eコマース事業：電子カタログギフトサイトの企画運営、モバイルコマース構築・運営システムのサービス提供。

前第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	モバイルコンテンツ事業 (千円)	モバイルイノベーション 事業(千円)	Eコマース 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	904,768	74,907	377,239	1,356,915	-	1,356,915
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	4,805	-	4,805	(4,805)	-
計	904,768	79,712	377,239	1,361,720	(4,805)	1,356,915
営業利益又は営業損失( )	159,964	25,251	74,544	60,168	900	61,068

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各区分に属する主要な品目

(1) モバイルコンテンツ事業：モバイルコンテンツ公式サイトの企画運営。

(2) モバイルイノベーション事業：企業向けモバイルソリューションサービスの提供。

(3) Eコマース事業：電子カタログギフトサイトの企画運営、モバイルコマース構築・運営システムのサービス提供。

3 事業名称の変更

平成20年4月の組織変更により事業部門の名称を変更したことに伴い、事業の種類別セグメントの名称を、従来の「モバイルマーケティング事業」から「モバイルイノベーション事業」に変更しております。変更は名称のみであり、これによる事業の種類別セグメント情報の損益に与える影響はありません。

4 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の売上総利益及び営業利益はモバイルイノベーション事業が6,853千円それぞれ減少しております。

5 当第2四半期連結会計期間において、株式取得により株式会社日本インターシステムが連結子会社になったことに伴い、Eコマース事業における資産の金額が417,816千円増加しております。

当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

	モバイルコンテンツ事業 (千円)	モバイルイノベーション 事業(千円)	Eコマース 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	957,820	50,730	732,242	1,740,792	-	1,740,792
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	4,584	-	4,584	(4,584)	-
計	957,820	55,314	732,242	1,745,376	(4,584)	1,740,792
営業利益又は営業損失( )	43,599	55,160	42,803	54,364	2,100	52,264

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各区分に属する主要な品目

(1) モバイルコンテンツ事業：モバイルコンテンツ公式サイトの企画運営。

(2) モバイルイノベーション事業：企業向けモバイルソリューションサービスの提供。

(3) Eコマース事業：電子カタログギフトサイトの企画運営、モバイルコマース構築・運営システムのサービス提供。

**【所在地別セグメント情報】**

前第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)並びに前第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

**【海外売上高】**

前第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)及び前第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)海外売上高がないため、記載を省略しております。

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

海外売上高が連結売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 51,933円97銭	1株当たり純資産額 55,320円66銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第2四半期 連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,138,434	1,246,819
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	8,039	43,705
(うち新株予約権)	(8,039)	(5,483)
(うち少数株主持分)	(-)	(38,221)
普通株式に係る四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の純資産額(千円)	1,130,394	1,203,113
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の数(株)	21,766	21,748

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純損失( ) 568円13銭	1株当たり四半期純損失( ) 3,284円55銭
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失( )(千円)	12,883	71,467
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失( )(千円)	12,883	71,467
普通株式の期中平均株式数(株)	22,677	21,759
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	第6回新株予約権(200個)、 第7回新株予約権(107個)、 第8回新株予約権(5個) この概要は、「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	

## 第2 四半期連結会計期間

前第2 四半期連結会計期間 (自 平成20年 7月 1日 至 平成20年 9月30日)	当第2 四半期連結会計期間 (自 平成21年 7月 1日 至 平成21年 9月30日)
1株当たり四半期純損失( ) 902円14銭	1株当たり四半期純損失( ) 2,392円76銭
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	前第2 四半期連結会計期間 (自 平成20年 7月 1日 至 平成20年 9月30日)	当第2 四半期連結会計期間 (自 平成21年 7月 1日 至 平成21年 9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失 ( )(千円)	20,421	52,078
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失( )(千円)	20,421	52,078
普通株式の期中平均株式数(株)	22,637	21,765
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	第6回新株予約権(200個)、 第7回新株予約権(107個)、 第8回新株予約権(5個) この概要は、「第4 提出会社 の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであります。	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月11日

株式会社アイフリーク  
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 筆 野 力  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 原 田 清 朗  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイフリークの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイフリーク及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月12日

株式会社アイフリーク  
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 筆 野 力  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 轟 芳 英  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイフリークの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイフリーク及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。